

お知らせ

大阪市の中間検査の特定工程及び特定工程後の工程 の指定に関する告示の一部改正について

平成 22 年 6 月 20 日
大阪市計画調整局
建築指導部監察担当

大阪市における中間検査の特定工程及び特定工程後の工程の指定に係る告示（平成 19 年大阪市告示第 534 号）が、平成 22 年 6 月 20 日に一部改正されました。

改正の内容に関する告示(平成 22 年大阪市告示第 550 号)については、大阪市公報第 5477 号（平成 22 年 5 月 14 日）に掲載されておりますが、この改正による中間検査対象建築物や特定工程及び特定工程後の工程に変更はありません。

改正点は以下の通りです。

【改正点】

中間検査を行なう期間を延長。

「別表 特定工程及び特定工程後の工程」の表中の表現を変更。
(朱書きアンダーラインの部分を追加。)

告示第 550 号につきましては、大阪市公報第 5477 号をご覧ください。

大阪市告示第550号

平成19年大阪市告示第534号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 5月14日

大阪市長 平松 邦夫

第2項を削る。

第3項中「木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物とする。」を「別表（い）欄に掲げる新築・増築または改築にかかる部分の構造、用途及び規模」に改め、同項各号を削り、同項を第2項とする。

第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表を次のように改める。

別表 特定工程及び特定工程後の工程

新築・増築又は改築にかかる部分の構造、用途及び規模	(い)				(ろ)			
	基礎工事に関する工程				建て方工事に関する工程			
	特定工程		特定工程後の工程		特定工程		特定工程後の工程	
(1) 地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積が500m ² を超える建築物、および階数が3以上で延べ面積が50m ² を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	(ア) 木造	基礎の配筋工事（杭基礎を除く。以下この表において同じ）	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）			
	(イ) 鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事			
	(ウ) 鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事			
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事			
	(オ) 混合構造（2以上の構造が混合したもので、以下この表において同じ）	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程			
(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物で、延べ面積が50m ² を超えるもの	(ア) 木造	/		屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）			
	(イ) 鉄骨造			2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事			
	(ウ) 鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事			
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事			
	(オ) 混合構造			2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程			
(3) (1)又は(2)に掲げる建築物以外の建築物で法第43条第1項ただし書若しくは法第53条第4項の規定による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの	(ア) 木造	/		屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）			
	(イ) 鉄骨造			2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事			
	(ウ) 鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事			
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事			
	(オ) 混合構造			2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程			

備考 1 (い)欄(2)及び(3)に掲げる建築物で、その構造が(イ)から(オ)に該当するものについて、平屋建ての場合は屋根工事を特定工程とする。
 2 (ろ)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合においては、いずれか早期のものを特定工程とする。
 3 (い)欄(1)に掲げる建築物で、「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎とする。

附則

この告示は、平成22年6月20日から施行する。